

## 裁判員経験者と法曹三者との意見交換会議事要録

日 時 平成30年9月19日（水）午後3時から午後5時まで

場 所 さいたま地方裁判所裁判員候補者室（A棟1階）

### 参加者等

司会者 石 井 俊 和（さいたま地方裁判所第2刑事部部総括判事）

裁判官 新 井 紅 亜 礼（さいたま地方裁判所第2刑事部判事）

検察官 澤 井 真（さいたま地方検察庁検事）

弁護士 齊 藤 耕 平（埼玉弁護士会所属）

裁判員経験者1番 50代 男性（以下「1番」と略記）

裁判員経験者3番 40代 男性（以下「3番」と略記）

裁判員経験者4番 40代 女性（以下「4番」と略記）

裁判員経験者5番 50代 女性（以下「5番」と略記）

裁判員経験者6番 60代 男性（以下「6番」と略記）

### 議事要旨

別紙のとおり

(別紙)

司会者

裁判員経験者と法曹三者の意見交換会を始めさせていただきます。私は司会を務めます、さいたま地裁第2刑事部部総括裁判官の石井と申します。よろしく申し上げます。本日は、皆様大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。そして、裁判員をお務めになった際には、多くの時間、それから御都合をつけて裁判員として参加していただいて、無事に事件を終了させることができたことに改めて感謝申し上げます。

初めに私の方から皆さんが担当された事件のあらましを簡単に御紹介します。その上で皆さんに裁判員を経験した御感想、今振り返って改めて思うことなど、どんなことでも結構ですので、御感想をお聞かせいただいて、その後に審理、つまり法廷での検察官や弁護人の訴訟活動、また証人の方の証言、被告人が話をする、そうした場でどのような印象を抱いたのかという点について伺いたいと思います。そして、評議の際の進行の仕方、雰囲気、議論の順序についてお気付きの点等があれば御意見を伺いたいと思います。最後に御出席をいただいているマスコミの方や、検察官、弁護士から御質問を承りたいと思います。

まず、1番の方ですが、事件としては傷害致死罪、被告人は40代半ばの男性です。被害者は、当時80代半ばの実の母親で、母親が認知症を患って、息子である被告人が母親に対して施設への入所を勧めるといった話をしたようです。ところが、それに対して母親が非常に強く反発して、暴れた。被告人が、その暴れたことや、話を聞かないことに腹を立てて、母親の左右のこめかみを平手で四、五回殴ったところ、母親に急性硬膜下血腫が生じて、2日後に亡くなったという事件です。事実関係についてはおおむね争いはなかったのですが、母親のこめかみを平手で殴ったという行為がどのくらい危険な行為だったのか、最初に警察の知るところとなった過程がいわゆる自首に当たるのかどうかといったところが争いだったようです。最終的には懲役3年、執行猶予5年という執行猶予付きの判決になっております。そ

れでは、担当された1番の方に感想などを伺いたいと思います。

#### 1番

当時思っていたのは、昨今、高齢化が社会問題化している中で、やはり高齢者の方が事故や事件に遭うというところがありまして、私にも被害者と同年代で、数年前から痴呆の症状がある身内がいるので、被告人に対して感情移入しやすい状況で、私にとってはやりづらい事件だったと記憶しています。今後似たような事件がまた出てくるような気がするのですが、私の中ではこういう事件が発生して一人亡くなるのは非常に残念です。ただ、法の下ではこのような判決を出さざるを得ない現状も仕方のないことだと思いました。

#### 司会者

3番の方と4番の方は同じ事件を担当していただきました。罪名としては住居侵入、強姦致傷、暴行、窃盗、準強制わいせつで、性犯罪を中心とする事件が何件もあり、他人の住居に入ってわいせつ行為をするという手口なのですが、その中の1件だけ自分はやっていないという事件がありました。ただ、被告人のパソコンに犯行の状況を映した動画が保存されていたのです。ということは、自分で撮ってパソコンに入れたか、あるいはインターネットでそういう動画を探して、そこからダウンロードしたか、何らかの経過でそれが保存されたということになるわけです。そこで、検察官がインターネットの操作に詳しい捜査官を専門家として呼び、時間との関係で本人が撮って自分のパソコンに保存したとしか考えられないという立証をしたようです。あともう一つ、被告人は先天的に左腕の先端部がなくて義手を装着していました。義手を装着している状態でこういう犯行ができるのか、こういった点も問題になった事案のようです。刑としては懲役10年の判決が言い渡されております。それでは、3番の方から感想をお願いします。

#### 3番

本人は冤罪だと言っている事件でした。ニュースでも冤罪だ、冤罪だと言って、最終的に何年も経ってから冤罪となっている人もいることを考えると、人生にかか

わる問題だと思imasuので、慎重にやりました。難しい事件だったのは覚えています。

司会者

それでは、4番の方お願いします。

4番

記憶が曖昧な点もありますが、私もかなり難しい事件であったということは記憶しています。

司会者

それでは続いて、5番の方の御担当いただいた事件について御紹介をします。この事件もやはり性犯罪で、被告人が女性方に侵入をして下着を盗み、更に被害女性の鼻や口を手で塞いで強姦致傷をしたという事件です。ほぼ自白して争いもない事件ということで、被害者の方の供述は調書という形で取調べが行われたようです。あともう一つ、300万円の被害弁償がなされている、そういう事件のようです。懲役7年6月という判決が言い渡されております。情状証人として、婚約者、被告人の父親、雇用主も出廷したようです。それでは、5番の方、感想などを伺いたいと思います。

5番

初めて裁判員裁判に参加したわけですが、被害状況等を、写真や言葉で詳しく説明して立証しているんだなということを感じました。また、被告人が言っていることの疑問点などについて、なぜそうなったのかというような細かい疑問点をみんなです話し合いながら、一つずつ解決して、過去の例なども見ながら判決を決めることができましたと思います。ただ、それ以外の例を知らないの、それが普通なのか、いつもと違うのかというのは分かりません。

司会者

それでは、6番の方の事件を御紹介します。これも性犯罪ですが、深夜路上で女性を襲って強姦しようとしたが、姦淫は未遂に終わったという強姦致傷の事件です。

この事件では被告人に強姦する意思があったのかどうかという点が争点となりました。この関係で被害者、助けた人、それから法医学者などに証人として話を聞いたようです。事情としては、被告人が被害者のパンツをおろした、それからすぐ終わるからなどと言って自分のベルトを引っ張るしぐさをした、こういった事実が最終的には根拠となって姦淫の意思が認められて、懲役5年という刑が言い渡されております。なお、この事件も被告人の母親から200万円の被害弁償がなされております。それでは、6番の方から御感想をいただければと思います。

## 6番

私は初め補充裁判員として参加していました。途中から裁判員の人数に不足が生まれて、急遽裁判員になりました。初めは法廷では後ろで聞いていたのですが、裁判員と補充裁判員とはあまりにも違います。選任手続のときに裁判員になった人はその時点で覚悟したと思うのですが、補充裁判員のときはそこまで覚悟していませんでした。途中で裁判員の人数に不足は出ないだろうと思っていたのですが、いきなり朝来たら、今日から裁判員として入ってくださいと言われ、意味がよく分かりませんでした。それで、実際に携わってみますと、やはり裁判の難しさ、特に今司会の方が言われた被告人が強姦したかしなかったかという点がかかなり難しかったと思います。それは、実際には被告人は一度は事実を認めたのに、法廷で私はそこまで強姦する意思は一切ありませんでしたと言うので、そこが大変難しかったと思った事件でした。

## 司会者

それでは法廷で行われた審理の様子について伺います。裁判員裁判は、できるだけ裁判員の方に理解していただきやすいように検察官も弁護人も工夫をして審理をしております。一番初めのところでは、まず起訴状が朗読されて、被告人に対してこの事実について何か述べたいことはあるかと陳述の機会を与える手続があります。それに引き続いて冒頭陳述といって、検察官はこれはこういう事件ですと、それをこういう証拠によって証明しますという説明をします。他方、弁護人は弁護人の立

場からこういう事件であって、こういう事情があるということを説明をします。裁判員裁判以外の事件だと書面を読むだけということが多いのですが、裁判員裁判ですと多くの場合、暗記をしたりして、プレゼンテーションとしてやる場合が多いです。そういう検察官又は弁護人の訴訟活動について、全般的な感想があれば伺いたいと思います。

#### 5番

冒頭手続で、検察官と弁護人から時系列に沿ってこういうことがあったということを説明してもらって、起訴状朗読や、冒頭陳述、証拠調べとかというのは一つの事件について順番にやっていくので、同じ流れを言葉を変えて何回か聞く中で我々の中も整理されていったところがあったと思います。言葉だけではそれぞれが頭の中で想像する感じになると思うのですが、写真の形で見せられて、こういう体勢でこういうことがあったとか、こうなったので、ここが怪我をしたなど、そういったところがとても分かりやすかったです。裁判員がそれぞれの頭の中で想像するとやはり食い違いが出てくると思うのですが、そういったところが全部図解されていたのは分かりやすかったですし、その後話しやすかったかなと思います。

#### 4番

印象として残っているのが、検察官はとても理路整然と話をされていて分かりやすかったです。弁護人は、お二人いらしたのですが、失礼ですが、少しばたばたしている印象がとても残ってしまっていて、弁護人の方たちのお話があまり頭に入らなかったという印象がとても残っています。人が違えばということは分かるのですが、毎回こういった感じなのかなと思いました。

#### 司会者

ばたばたした印象というのは、どのようなところからそういう印象を受けたのでしょうか。

#### 4番

証拠を私たちに見せるときに、とても不慣れという感じがしました。そのため、

その後の話があまり頭に入らなくなってしまい、大丈夫なのかなと思いました。

6番

私は、検察官側の証人の中で、診断書に載っていなかった傷を法医学の学者さんだったと思うのですが、それは体勢なんかによってもそのような傷はできる、だからそれをそのとき診察した医者が診断書に書けなかったこともあり得るということを言われたので、被害を受けた方の証言が正しかったんだなと思いました。

司会者

6番さんの御担当された事件では、法医学者の方も証人として呼ばれて、話を伺ったということなんですね。6番の方が補充裁判員のときに聞いていたときと、それから裁判員として前列に出たときには雰囲気などはいかがでしたか。

6番

全く違いました。補充裁判員のときは自分から質問することもないし、よほど欠員が出れば自分が前面に出ることもあるのかなというくらいです。それがいきなり今日から裁判員としてお願いしますと言われたときに、全然実感がなかったです。

司会者

法廷の中でも後ろの方から前の方に移動されますよね。移動したときの見え方というのも違いますか。

6番

真剣味が違います。

1番

全般的に感じたことは、色々な経験をするのも良いことだと思って参加したのですが、裁判官が色々裁判員に気を遣われるので、裁判官は大変だなと思いました。

3番

私たちは専門家ではないので、詳しく説明はしていただきましたが、判断が難しかったのは事実です。動画の話が出てきたりしたので、そういう意味合いでは今どきの事件なのかなと思いました。聞いているうちに検察官側の言い分もそうだなと

思いながら、あと弁護士側の話聞いたときもそうだなと思うような状況ではあり  
ました。

司会者

それでは、個別のお話として証拠、つまり、証拠と申しますと私達の世界では証  
人も証拠だし、証拠物も証拠だし、あと凶面とかも証拠というのですが、それぞれ  
の類型ごとに証拠の取調べ方あるいは内容についてどんな印象を受けたかという点  
について伺います。特に5番さんの事件以外は、事件の当事者、被害者の方や、1  
番さんの事件でいえばケアマネジャーの方とか、鑑定医の方とか、法医学者の方と  
か、そういう方の証人尋問が行われております。まず、なぜその証人から話を聞く  
のか、それからどのような話が出てきて、どの辺りが話の聞きどころなのか、そう  
いったところをきちんとあらかじめ御理解いただいた上で聞いていただいた方が手  
続としては分かりやすいと思うのですが、そういった配慮がなされていたかどうか、  
また中身についても例えば検察官の質問が長くて分かりにくいとか、何が聞きたい  
のか分からないとか、あるいは弁護人の質問の趣旨が分からないとか、何でも結構  
ですが、証人尋問について何か御記憶があれば伺いたいと思います。事件が限られ  
ますので、今の質問は証人尋問を経験された方に伺いたいと思います。まず、1番  
の方は、被害者である被告人の母親の世話をしていたケアマネジャーの方と、それ  
から怪我の状況から殴った力がどの程度強かったのかという点で鑑定医師の方を証  
人尋問しているようですが、いかがですか。

1番

何名か証人として出廷された方がいたのは記憶しています。ただ、事前に評議の  
中で裁判官からこういうところが争点です、というのは多分言われていたと思うの  
ですが、2年ぐらい前の話なので、細かいところの記憶がほとんどありません。色  
々話を伺い、少しずつ今思い出していますが、その点については思い出せません。

司会者

思い出したところでまたお話しいただければと思います。6番の方が担当された

事件では実際に被害に遭われた被害者の方,それから先ほど話に出た法医学者の方,それからもう一人,目撃者の方ですか。

6番

目撃者で近くに住んでいらっしゃる男性の方が出廷しました。

司会者

それをお聞きになってどのような感じを抱いたのか,もし御記憶があればお願いします。

6番

目撃者の男性が犯行現場に来なかった場合は,被害は大きくなったのではないかと思いました。犯行時間が夜中の3時頃ですので,その人が被害者を助けてくれたのだろうと思いました。ですから,犯行の内容がみんな理解できたと思います。

司会者

何でこんな質問をしているんだろうとか,逆に,ああ,こういう状況だったのかと理解できたとか,その中身の分かりやすさについてはいかがでしたか。

6番

証人の話を聞いていて,被告人はなぜこのような事件を起こしたのかと逆に思いました。何の関係もないのになぜこんなことをしたのかと思いました。

司会者

1番の方と6番の方の事件で証人として出られたのは比較的事件との距離が近い方であるのに対して,3番の方と4番の方の事件で証人として来られたのはインターネットとかパソコンの専門家,特に捜査官という立場からインターネット,パソコンについての知識を持つ人を証人として尋問が行われたようです。先ほども少し3番さんからもお話があったとおり,専門用語も飛び交ったのではないかなと推察されますが,感想などをお聞かせいただければと思います。

3番

パソコンに詳しい方が来るという話は,証人尋問の前の日に説明を受けました。

実際に来てお話ししてもらいましたが、私自身パソコンにそんなに詳しくないので、正直言ってそうなんだ、という感じでした。詳しい方でしたら言っている内容が分かるのかなと思いましたが、私は正直詳しくないので、そういう感じの印象は受けました。

4番

捜査官、検察官の方お二人が話をしにいらしたのですが、私はパソコン関係の仕事をしていたことがあるので、言葉が分からなくて話の内容が分からないということはありませんでした。ただ、事件が起きたときの時期的な関係で、疑問がかなりありました。1日目の証人と2日目の証人とで多少の説明の違いがありましたし、検証の内容に関しても多少違ってはいたのですが、どちらの証言を聞いても、これはやはりこうだな、という確たるものにつながるような話はいただけなかったという印象です。

司会者

その場では何か質問などはされましたか。

4番

はい。ただ、事件が起きた時期的なものはかなり大きくて、その時期にはこうやって携帯で動画を撮影したというのが証拠であるということだったのですが、その動画を撮った同じ機種の手持電話がその時期ではこれだけ、この時期ではこれだけしか検証できないということになると、これが確実に立証につながるのかという疑問が残りました。

司会者

若干補足をいたしますと、3番の方と4番の方が担当された事件は、公判が行われたのが平成29年で、事件が起きたのが平成26年ですので、公判のときの技術と、それから事件のときの技術水準とではタイムラグがあるみたいですね。これらに対して5番の方が担当された事件では、事実あまり争いがなかったということもあって、被害者の方は証人としてはお越しにならなくて、調書を読み上げるとい

う形でその内容の取調べが行われました。そこで、人を介してではなくて、調書の朗読という形で証拠調べをする、このことについて何かお気づきの点あるいは印象に残った点などがあればお聞かせいただければと思います。

5番

やはり被害者の方は出廷しづらいのかなと思いました。被害者本人の生の声で話を聞くとやはり印象が違うのかなとは思いました。被告人が言っていることがつじつまが合わないと思うところが幾つかあったので、その点に関して被害者の方はどう思っているのかなと思うところもありましたが、聞くことはできないので、被告人にだけそこはどうなんですかと聞きました。そういったところをできれば被害者の方に聞きたかったとは思いました。ただ、事件の内容と被害者の方の心情を考えるとそれは難しかったのかなというのがありますし、実際争われてはいなかったもので、仕方がないことかなと思いました。ただ、それに対してはとても詳しく説明してくださったので、納得できないということはありません。

司会者

皆さんの御担当された事件の中で3番の方と4番の方の事件だけだと思いますが、証拠物の取調べがなされております。具体的には被告人が左手に装着をしていた義手を法廷で調べたということがあったようです。

4番

あったのは覚えていますが、犯行当時使っていたものではなかったと思います。

司会者

犯行当時のものではないが、一応調べたということですか。

4番

最初に出されたのはそうだった気がします。

司会者

調べ方としては、法壇の上で御覧になったか、それとも評議室まで持ってきて見ましたか。

3番

評議室で見ました。

4番

評議室で見たのは犯行当時使っていたものではない気がして、どの程度動くのかをきちんと見るができなかった気がします。そのときの争点として義手をつけた状態でどの程度義手が動くのか、自由がきくのか、明らかに問題になっていた事件の方は他のものとは少し質が違っていたので、そこまで自由に動かせるものなのかというところを多分検証したかったのですが、それができなかったようには記憶しています。

司会者

記録では、義手を持たせて撮影したことになっているけれども、この事件で実際にできたのかというと、どうかなという、そういう話ですか。

4番

はい。

司会者

逆に、これはどなたからでも結構ですが、この証拠は要らなかったのではないか、何でこれを調べるのか、そういった印象を持った証拠はありましたか。先ほどの6番さんの話ですと、被害者、助けた方、法医学者、それぞれ事件を理解する上では必要な方でしたか。

6番

はい。あの方々がいないと証明できない点もあったと思います。

司会者

これは考え方なのかもしれませんが、5番の方が担当された事件は被告人側の情状証人としてお父さん、婚約者、それから雇用主の3人がお越しになっています。3人は若干多い感じがしなくもないですが、いかがですか。

5番

この方たちの証言が被告人にとってプラスになっているのかなと思うような発言もあつたりしてあまり意味がないのかなと思いました。被告人は犯行後しばらく逃げていたのですが、雇用主の方のところは何日か後に行って、雇用主の方が被告人に、警察が捜しているぞ、5年は食らうかもしれない、5年といたら「強」がつくことをやったのかという話をしたんです、ということを証言したのですが、一般の方は、いわゆる強盗とか強姦は5年ということを知らないので、そういう筋の方なのかなと逆に思ってしまいました。出てきたことがプラスになったのかマイナスになったのか分かりませんでした。我々が被告人が出所した後もしっかりケアしますから、大丈夫ですよというつもりで出てきているのだと思うのですが、そういう発言をされる方が後ろ盾になっていらっしゃるという印象はありましたので、どうして呼んだのかなと思いました。お父さんも近くに住まない方がいいと言っていたので、出所した後のケアとはそういうことではないのかなという印象はありました。

司会者

証拠調べが終わった後は、検察官、弁護人がそれぞれの立場から事件の見立てとどうか、見方を話します。検察官は、最後に検察官が求める刑、求刑を述べます。他方、弁護人は情状を酌量してくださいという場合もあれば、無罪だから、無罪の判決をしてくださいという場合もあるし、また情状酌量という場合も大体何年ぐらいが相当だとおっしゃる場合もあれば、言わない場合もあります。検察官、弁護人が事件について最後に述べる意見についてお話を伺えればと思います。

1 番

私が感じたのは検察官の求刑の関係で、論旨をもう少し簡潔に話してほしいと思いました。また、過去の判例を参考にしたりしましたが、どう考えても、誰が考えてもこの事件は執行猶予は付くだろうという状況から鑑みて、なぜ執行猶予なしの求刑を求めるのか、そういう仕組みになっているのか、あるいはそういう状況があるのかどうかと、一般の人間として感じました。

3 番

検察官側から言われた求刑と弁護人側から言われた無罪という、1かゼロかいう状況があったので、正直言って大変だなと思ったことをはっきり覚えています。

4番

私は印象についてあまり覚えていないですが、やはり検察官のお話がとても理路整然としていて、かなり重い求刑をされているなと思ったのですが、ただ事件の数が多かったということと、初犯じゃなかったということを考えるとそれも妥当なのかなと考えたところではあります。それに対してやはり弁護人の方がいまひとつだったので、更に判断が難しくなったかなというところではあります。

5番

求刑の内容については、あまり記憶がなくて、検察官の求刑は実際に判決したよりも多少重くて、弁護人が言ったのは執行猶予だったかぐらいの感じだと思うのですが、あまりそういう求刑だったから、どうと考えることはなかったもので、ほとんど記憶がないです。そうなんだと思って聞いていた感じでした。

6番

検察官も弁護人も無罪とかというのは初めからなくて、両方とも有罪でスタートしていたと思います。弁護人の話は将来性もあるし、被告人を将来的にもみんなで支えていくからという点も強く主張していたと思うのですが、検察官はやはり罪の重さからして最低これだけは、この年数だけはというのでかなりの年数を求刑したという印象はあります。

司会者

先ほど申し上げたとおり、弁護人が弁論の中で刑については言及する場合としない場合があります。皆さんに担当していただいた事件の中では、3番の方と4番の方の事件では、検察官の求刑が12年、弁護人の意見が3年という意見を述べていたようです。御記憶にございますか。

3番

弁護人の意見は覚えていません。

4 番

他の件も併せての意見ということだったので、覚えていません。

司会者

次に、評議室で行われた評議についての感想などをお聞かせいただければと思います。法廷では相対する形で検察官や弁護人が立証したり主張したりするわけですが、評議室では丸いテーブルを囲んで裁判員、補充裁判員、裁判官と一緒に話し合いをします。評議の様子全般についてお聞かせをいただければと思います。

1 番

私が感じたのは、裁判長が最初から裁判についてどのような形で進めていくのか、評議していくのか、タイムスケジュールなどを一通り説明していただいた上で、皆さんで話し合うことができたと思います。

3 番

証拠の一つ一つに対してみんなで話し合いをしていこうというような形で活発な意見も出て、自分の意見も言えたのかなと思います。

4 番

裁判官に司会進行からかなりお気遣いいただいて進めていただいたと思うので、皆さん意見はきちんと言えていたと思います。

5 番

裁判長、裁判官が中心になって話を進めていただいていたので、この件についてはどうですか、といった形で一つずつクリアにしていくような形で進めていただけたので、話したいのに話せなかったということもなく、みんなが話をすることができたという印象です。

6 番

初めに裁判長からまず量刑の考え方について説明がありました。その中には罪名の付け方あるいは刑の重さ等をこういう考えに沿ってやってくださいと言われました。それで意見として出されたのは、やはりみんなが同様の事件でどのくらいの刑

が科せられているのか、また検察官側から出された意見と弁護人側から出された意見の中でどこが要点となってこれだけの罪名が違ふのかという内容をお聞きしたと思います。それで話し合っって一本化が図られたと思います。

司会者

今のお話で何人かの方に触れていただいたのですが、意見を言いやすかったかという点に関連してですが、これは当時の評議はどうだったかというのとは少し離れて御意見を伺います。まずどうすれば意見を言いやすい状況になるか、よく評議についての感想で言われるのが、自由に意見を言えたので良かったとおっしゃる方と、意見はあるけれども、前に出にくい人もいるので、言いたい人が言うのではなくて、順番に当てていった方が良くという意見もあって、どちらもそれぞれ一理あると思うのですが、皆さんが経験されてどのようにすると意見が言いやすくなるのか、その点について何か思ったところがあればお聞かせいただければと思います。

5番

基本的には自由に発言していたと思うのですが、発言していない方について、裁判長が何番さんはどう思いますかと、良い頃合いで声を掛けていたように記憶しています。全員が何かしら発言したかどうかというのを気にされていたのだと思います。そのため、発言することができなかったということはなかったと記憶しています。

1番

5番さんとほとんど一緒ですが、まず、確かどなたか意見ありますか、と聞いていただいて、特に発言を自らしない方には、裁判長から何番さんいかがですか、とフォローしていただいたと思うので、全員が意見を出していたと記憶しています。

司会者

次にまいります。評議の場合には、まず事実の検討をして、犯罪事実が認定された後に、その犯罪事実に対して量刑を決めるという順番で進むと思います。そこでまず、犯罪事実の認定についてお話を伺いたいと思います。犯罪事実の認定につい

ては、争点がある事件、例えば自分は犯人でないと言っているとか、あるいは、いや、そんなつもりはなかったと言っている事件であれば、当然その争点について、証拠に基づいて判断をしていくことになるわけですし、あまり争いが無い事件であっても、やはりどんな事実があって、それが犯罪に当たるのかどうかというのは、事実、証拠に基づいて判断をするという作業を経て結論を出すという手続が必要になります。そこで、この事実の認定のときの評議について、例えば、ああ、このとき証人が何か言っていたけれども、何て言ったのか忘れたなとか、これが問題になるのなら、これを聞いておけば良かったとか、様々な思いが評議の中では起こり得ると思いますが、この事実の認定作業についてお聞かせいただきたいと思います。例えば3番の方と4番の方の事件では、かなり技術的な表現、ダウンロードとか、パソコンにある画像が自分で撮ったものか、他からとってきたものかみたいなのところが議論になって、それに証言があって、もちろん客観的なデータもあるわけですが、どんな様子だったか、これは難しいなとお思いになったかと思うのですが、いかがですか。

#### 4番

かなり難しかったのです。裁判員として集まったみんなで繰り返し話し合いをしていたのですが、証拠というか、判断基準がよく分からない感じでした。大体の方はそうかもしれないですが、経験したことのないこととか、自分の仕事と違うことはやはり分からないと思います。パソコン関係に詳しい人、そうでない人がもちろんいて、私たちはあまり詳しくありませんでした。そのため、積極的な意見の交換というのは、ここにおいては難しかったかなという感じもあったように思います。

#### 3番

証言が取れない、リプレーができないというのがやはり大きいですよね。電子機器類を使っていますので、そのリプレーができるというのであれば、納得いく部分もありますけれども、現状それができないという案件でしたので、判断が難しかったと思います。

司会者

お二人が御担当された事件は、かなり技術的な点が問題になった事件であるのに対して、6番の方の御担当になった事件は、被害者の方が法廷にいて、自分の体験のお話をされました。そうすると、今度はその人が体験として話すことが本当かどうかという、その人が本当のことを言っているのかというところが問題になります。更に、そこを踏まえて、では当時被告人がどんなつもりでそういうことを言ったりしたりしたのかということが問題になった、そういう構造の事件だったと思われま。この事実の認定の中心となる強姦をしようとしていたのかどうか、この点について評議に関して何か印象に残る点があればお聞かせいただければと思います。

6番

証人の証言の中で、診断書に載っていないような傷であっても、後から、そのときは診断書に書けなかったかもしれないけれど、時間経過で被害者が言っていることは、事実として起こり得るということがはっきりと皆さんの頭の中に残ったと思います。また、目撃した証人の話を総合し、被害を受けた人の証言、それと一番初めの取調べで被告人が事実を認めたにもかかわらず、裁判になって、そこは違いますよと言っても、ではどこを信用するかというと、また被害者にも被害弁償もしていますので、それでも何もなかったというのは信用できない、やはり検察官が言っていることが正しいだろうということで、結論を出しました。

司会者

そうすると、御自身も含めて、他の裁判員の方も、大体の審理が終わって評議室に入ったときには、こういうことなんだろうなという、そういう心証はある程度固まっていた感じでしたか。

6番

はい。それと同時に、裁判官から、検察官の言っている罪と弁護人の罪の要件はここが大きな違いです、と説明がありました。色々な話を総合すると検察官の言っている罪名の方がという意見になったし、それに類似する今までの裁判ではどのく

らしいの量刑だったかを聞いて、皆さんがそれを基準に話をして、結論が出ました。

司会者

逆に、先ほど少しお話がありましたが、後から食い違いが出てきても確認ができない状況だったのが5番の方の事件だったかと思います。被害者の方は法廷にはお越しにならず、被害者の方の調書だけを見て、ただ被告人の言っていることにも若干違和感がある、そんな状況で事実関係を評議するという状況でしたか。

5番

はい。具体的に言うと、一番最初に押し入って、目が覚めて既に襲われていたときに、第一声は多分悲鳴か何かだったと思うのですが、そのときに鼻と口を手で塞いだ、手を押さえつけて、うるさくしたら殺すと言われたと検察官の方から話があったのですが、それは被告人は言っていないと主張していました。被害者が同意したとまでは言っていないと思いますが、静かにしてくれたから、そんなに嫌がっているとは思わなかった、人の家に押し入って、嫌がっていると思わないことが少し不思議でした。でも知らない人が急に入って来て騒がないわけではないと思うので、恐らく脅すようなことを言ったのだらうなと思いましたので、被告人に確かに言ったんですよね、ともう1回聞きたいところではありました。恐らく事件のすぐ後とかに被害者に聞いているのだと思いますから、被害者の言っていることが合っていて被告人の言っていることは何となくつじつまが合わないという印象もあったので、細かい食い違いについて、被害者の方の調書と被告人の言っていることを一つずつみんなで確認しながら、被告人はこういうふうと言っているけれども、実際はこうだったのではないかと、といったような話をしながら、つじつまが合わないところを一つずつクリアしていきました。

司会者

他方で、1番の方の御担当された事件は、冒頭で御説明したとおり、やや被告人にとっても悲劇的な事件ということで、被告人も気の毒な立場であるということでもあります。したがって、もしかしたらそんなに厳しい刑が想定されている事件では

なかったのかもしれませんが、とはいえ被告人が行った行為がどれほど危険な行為だったのかとか、あるいは事件後、一応警察に連絡はしているけれども、それが自首に当たるのか、細かいところについては証拠に基づいて議論していくという作業が必要だった事件であると思います。事実認定の評議について、何か御記憶に残っている点がありますか。

1 番

あまり細かいところまでは覚えていないのですが、量刑について刑期は何年なのか、執行猶予は付くのかどうか、また執行猶予が付くとして何年が適切なのかというところで、弁護人などの意見を聞きながら検討をしていたのですが、特に自首かどうかというのが、実際には弁護人の主張を聞いていても、他の証人の話を聞いていても、はっきり読み取れるところはなかったような記憶がありました。

司会者

それでは、今ちょうどお話にも出ましたので、今度は量刑、つまり刑の重さを議論する評議について伺いたいと思います。特に量刑の評議の際には、その事件の色々な事情を伺い検討するという作業と、それから恐らくはモニターで、同種の他の事件でどのくらいの重さの刑が科されてきたのかというのを御覧になったかと思います。その上で、この事件についてどのくらいの刑が適切なのかという話をされたかと思います。この量刑評議の関係で、どのように評議が進んでいったのか、恐らくあまり量刑が何年くらいということについては皆さんそんなに詳しくはないと思います。初めに審理に入った段階では、一体何年ぐらいが相場なのか全く分からなかったと思います。そうした中で、最後には刑を決めなければいけない。そういった量刑評議の関係で感じた御感想、違和感、何でも結構です。ちょうど量刑の話が出ましたので、1 番の方、量刑の関係で、特に執行猶予かどうかというのが一番問題になったのではないかと思うのですが、いかがですか。

1 番

個人的には、交通安全教育の一環で「贖いの日々」という小さい冊子なのですが、

交通事故で人を死なせてしまった方の贖罪の気持ちをつづった冊子を見たことがあって、それで大体一人死なせてしまうと刑が何年ぐらいかとか、ちらっと見たことはあったのですが、ただ今回私が担当させていただいた裁判については、被害者が自分の母親で、境遇とかの問題もあって、私個人的には過失に近い殺人、結果的に殺人になってしまったというようなところを大いに感じていましたので、そのようなことに対して過去に判例がどのぐらいの刑期があったのかという資料を見せていただいて、この辺りが妥当だということはありません。

司会者

普通は一つの事件だけなのですが、3番の方、4番の方が担当された事件は、複数の事件があって、しかもそのうち1件だけ争われていたという少し変則的な構成でございました。そうすると、複数の事件についてどういう量刑にするのかということも問題となる事件であったかと思います。この点についてお聞かせいただければと思います。

3番

少し記憶が曖昧なのですが、確か一番重い準強制わいせつの平均の刑を見ての判断だったと思います。

4番

最初に検察官の求刑が懲役12年というのを聞いたときに、結構重いなという印象がありました。争点になったその1件を除いて、そこまで重い刑になるような事件ではないという印象で、難しいなと思いました。

5番

一番最初に、強姦致傷罪は大体5年から20年です、というような話があって、それを踏まえた上で、自分だったら何年にするかといったところをまず各自出して、その上で、今までの判例を見てみましょうということで、過去の判例を見てみると、この強姦致傷罪というのは未遂でも執行猶予は付かないような罪の重さなんだなというのを感じました。色々な判例を見ていく中で、改めてその事件に対する刑の重

さがどんなものなのかといったところを議論していったのですが、とても分かりやすく説明してもらえて、何回も話をしました。

6番

裁判官に、このような事件では今までどのくらいの刑が多かったかというのを聞いて、何年から何年が多いです、という話があったと思います。その中で、被告人に前科もないし、母親が出したにしても相手方に被害弁償金をある程度出していたので、その辺りを考慮して刑を決めました。

司会者

この量刑評議の中で、先ほど申し上げましたとおり、今までの他の事件の例を見るという作業があります。また、場合によっては裁判官のこれまでの経験みたいなものが語られるような面もあろうかと思っています。そうした場面で、例えば従前の例を見せられることについて、いやいや、前例と離れた判断をするために裁判員が来ているのだから、従前の例に縛られるのはどうかなという感想を持つ方も多分いらっしゃると思います。また、中には裁判官の意見を押し付けられたみたいなのが場面として想定することもできると思います。その辺りの裁判員としての立場と、それからこれまで蓄積されてきた裁判例とか裁判官の考え方、そのギャップみたいなものを評議の中で感じたりしなかったか、その点について何か御意見があれば伺いたいと思います。

6番

裁判官からそのような話をお聞きできないと、私は刑は決まらないと思います。やはり同じような判例を見て、このくらいは今まで出ています、という判断材料がないと、全く分からないと思います。裁判官が無理に押しえるというのではなくて、逆にそういうアドバイスがないと結論は出せないと思います。

1番

今の法律にのっとして刑が決まっていくのだと思うのですが、私の事件に関しては、故意なのか過失なのかという点、死に至るほどの暴力かという点が争点になっ

ていたところがありまして、ただ情状酌量して、執行猶予を付けるのであれば、最長は5年ですと言われました。執行猶予は別に5年じゃなくても、個人的には20年でも100年でもいいとは思っていたのですが、そういう付け方はできませんと言われまして、仕方がないなと思ったのはあります。執行猶予を付けて、二度とそういう事件を起こさせないということを考えれば、執行猶予の期間をもっと長く定めた法律ができてもいいのかなと思いました。

司会者

それでは、本日御出席いただいている報道関係者の方から御質問があればお願いします。

NHK記者

皆さんにお聞きしたいのは、今回裁判員を経験されるに当たって、職場を初めとする周りの理解というのはどういうものであったかというのをお聞きしたいのですが、一人ずつお答えいただければと思います。

1番

私の職場は、裁判員としての通知が来た場合には特別休暇を取得することができますので、事前には選ばれると分かった段階で、既に職場の上司なり仕事場と調整をしたので、全く問題ありませんでした。

3番

私の会社も裁判員制度に対応できる態勢が整っていましたので、休暇の手続等は特に問題なかったです。

4番

私の方は、特にそういった通例というのではなくて、恐らく職場内で私が初めてだったのですが、特別休暇の取得などの措置もきちんとしていただいて、何も問題なく、理解もしていただきました。

5番

私の場合は、パート勤務だったので、日程が結構前から決まっていたので、

決まる前から、もし決まったときにはこの日とこの日とこの日は出られませんと伝えてありました。恐らく選ばれないと思います、という感じで伝えていたのですが、選ばれて非常に驚かれながらも、快く休みを取らせてくれました。

6 番

私は既に勤めは定年で辞めており、今は自営業ですので、何ら問題はありませんでした。

NHK 記者

今後、裁判員制度で改善した方が良くと思う点がありましたら是非教えていただきたいと思います。1 番の方にお聞きしたいのですが、先ほど裁判官だけが大変だとおっしゃっていましたが、それは取りまとめなどが裁判官だけに負担がかかってしまうという意味で大変な制度ではないかという意味でよろしいですか。

1 番

そうですね。私が参加したときには、特に評議室の中のことや、法廷の中でのことについて、裁判員裁判ではない裁判よりも業務が増えているのは裁判官だけなのかなという感想を持ちました。検察官や弁護人は、通常の裁判と変わりのない業務を行っているのではないかなと感じたので、そのように述べました。

NHK 記者

それでは、最後になりますが、例えば裁判員になると決まったときにはストレスを感じてしまったけれども、実際やってみたら充実感といいますか、そういうものを得られたという心境の変化がある方がいらっしゃいましたらお願いします。

3 番

裁判員に選ばれてからは、覚悟を決めていましたが、実際にやってみて、今回の件がとても難しかったので、やり切った感がありました。裁判というのはテレビでしか見たことがなかったり、実際に経験したことがなかったもので、その中身だったり、場の空気などというのはとても勉強になりました。

司会者

その他の方で御質問などございますか。

澤井検察官

本日は貴重な御意見をありがとうございました。皆さんにお尋ねしたいのですが、検察官は、裁判員裁判に当たりまして、皆様に分かりやすい説明を心掛ける一環として、特に証拠の内容、書類の作り方について、写真や図面などを活用して、スライドや書類などを作成しているのですが、皆様の御経験された審理の中で、写真でも図面でも、あるいは書類の内容でも結構ですが、目を背けたくなるようなものや、あるいは不快感を催すようなもの、内容自体でやや抵抗感を覚えるような、そういった写真や図面、書類などがあったかどうか、御意見をお聞かせください。

1 番

検察官から言われましたような目を背けるような内容の資料の提示とか、そういうものはありませんでした。ただ、個人的に感じたのは、確か裁判長から評議室で言われたのですが、本来であればこういう資料というのは関係者の手元にあるのだけれども、裁判員裁判なので、スライドにして説明していただいているんです、という説明があったのですが、当時の検察官はあまり資料作成に慣れていなかったようで、大分苦労されているように記憶しております。

3 番

今回6件の事件を写真などでも見たのですが、正直、被害者の目などは隠されていますが、こちらが目を背けたくなるような写真はありました。

4 番

私は、写真自体に部分的に紙を貼って隠すなどの対処がされていたので、そこまですら嫌悪感を持たなかったです。資料自体も見やすかったと思います。

5 番

事件が強姦致傷罪ということで、体勢などを再現した写真とか、被告人は手を替え品を替え色々していたみたいだったのですが、それを全て女性の方と人形で体勢を説明していただいて、女性の立場からすると、直視できないものもあるのですが、

それがなかったら分からないですし、必要なものだとは思いました。ただ、そこまでリアルに表現するんだなとは思いました。記憶の中では、弁護士からは言葉だけの説明であった記憶がありますが、検察官はとても詳しく写真付きで説明してくれたという記憶がありますし、直視できなかつたとしても必要なものであったと思っています。

#### 6番

事件の内容からは、写真とかは絶対に出てこないだろうと初めから誰もが思っておりました。ただ、写真が添付されたとしても、被害者本人が証人として証言しておりますので、そこまで皆さんが求めるということにはなかつたです。ただ、図面とかで、こういうところで起きたんだなというのを納得できるような、その辺りがどのくらい暗かったのか、建物の陰というのはこういう場所だというのをもう少しは見たかったなとは思いました。

#### 4番

今お話を聞いていて思い出したのですが、こういった体勢から犯人がこういった形でというその写真を見せられたときに、その犯人役を女性の検察官がされていた記憶がありまして、それで生々しさだったり、そういったものが薄れて、そこまでの嫌悪感はなかつたのかなと思いました。

#### 5番

先ほどの話以外にも、車で走っていて通りからベランダが見えて、そこに下着が干してあったから押し入ったと言っていたのですが、写真を見ると、実際には手前に2軒ぐらいアパートがある隙間から、その奥にあるアパートのベランダが見えた写真がありまして、車で走っていて、通り沿いのアパートじゃなくて、その更に奥にあるアパートのベランダが見えるのだろうか、そういったところの疑問があったりして、被告人の言っていることの信憑性が細かいところで少しずつ薄れるといったところがあったので、そういった写真はとても役に立ったと思いました。

齊藤弁護士

今日はどうもありがとうございました。まず、先ほど4番の方が御担当された事件の弁護人の活動が正直いまいちだったというお話をいただいて、我々も大変反省しているところではあるのですが、今後の参考に伺えればと思っております、要は主張の内容自体があまりよく分からなかったというお話なのか、それとも当日の立ち居振る舞いが正直あまり積極的じゃなかったというお話なのかということと、逆にそのどちらかだとして、具体的にどういうところが特に気になったのかを伺えればと思います。

4番

主張としては分かったのですが、それに至る、こう考えるから、この主張があるという説明がかなり分かりにくかったということと、弁護人のお仕事として仕方ないのかもしれないですが、まず検察官がこういった資料があつて、ここから読み取れるのがこういったことだという説明があつて、それを受けて弁護人がまた同じ資料を持ってきて、これはこうだからという説明があつたのですが、それが的がずれているように思えたということと、機械の使い方が慣れていらっしやらなかったのので、逐一検察官にサポートをしていただいてお話をされていたように思えました。

斉藤弁護士

機械は書画カメラのことでしょうか。

4番

そうです。映し出す機械ですね。あとは、その資料も、幾つ目のものか分からないという感じもありました。

斉藤弁護士

最後に、弁護人の主張する内容というのは一般的に分かりづらいことが多いという認識は正直持っております。その中で、弁護人としてもそれなりに努力をして、弁論というものを作って、最後に皆さんにプレゼンテーションをさせていただいているつもりではあります。そこで、最後に弁護人がする弁論が評議の中で具体的に役に立った部分があつたのかどうか、いわゆる弁護人が考える量刑意見も含めて、

役に立った部分があったかどうかということと、それに関連して、いわゆる量刑を決めるに当たって弁護人が主張する事実関係が、これは確かに納得できると思ったかということと、それから、なぜこれが量刑に役立つという主張になるのか分からなかったというものがもしあれば、伺えればと思います。

#### 1 番

少し前の経験なので、あまりよく覚えていないところはありますが、私の記憶の範囲内では、弁護人は当初から執行猶予ありきというような印象を持ちまして、特に被告人を、テレビドラマじゃないですけども、有罪率99.9パーセントの壁を破って無罪にするという熱意が感じられなかったので、個人的には弁護人がどうしてもいなければいけないのかなという印象はありました。

#### 3 番

私も何となくしか覚えていないのですが、ただ、人を説得する上で要素が足りなかなとは思いますが。私はやっていませんという主張をするのならば、当然裁判員の方がいらっしゃる中で納得させる証拠などが色々あると思います。それについては、説得する材料が少なかったのかなということは何となく覚えています。

#### 4 番

特に私が担当した事件に関しては、被告人が自分でお願いした弁護人ではなく、国選弁護人だったと思うのですが、だからなのか、うがった見方かもしれないですが、そう思うぐらいやはり説得力には欠けていると思いました。

#### 5 番

私が担当した事件に関しては、ほぼ罪を認めているというのもありまして、弁護人は、本人が反省しているとか、あるいはお父さんだったり婚約者だったり職場の方が後ろ盾になるとか、それから300万円の被害弁償金を支払っているといったところを主張されていたのですが、あまりそれは決めるきっかけにはならなかったとは思いました。出廷したお父さんなどの話がいまいちだったというのももちろんあるのですが、更に被害弁償金を支払ったからって罪は軽くないという気持ち

もあったのも事実だと思います。それが弁護人の説得力が足りなかったからだったのかと言われると、それは何とも言えないですが、あまり印象に残る感じではなかったのは事実です。

#### 6 番

被告人の後見人とか、親が出てきて、絶対に将来立ち直らせるからという話が出たのですが、被告人が裁判の途中で罪を否定したりするというのは、反省しているのかと思いました。初めに警察で罪を認めていたのに、途中で、いや、そこまでやっていないとかというのは、初犯だとしても、相手は実際に被害を受けているわけで、もう少し反省がどこかに出てもいいのではないかと思いました。弁護人からも被告人も反省しているんですよということは最後まで何も出てこなかったと思います。反省していないのかなと思いました。それまで真面目に仕事をやってきて、たまたまその1件事件を起こしただけなのだから、もう少し何かなかったのかなと思いました。

#### 司会者

本日は貴重な御意見を伺いまして、本当にありがとうございました。これを糧に、より良い制度にするように努力してまいりたいと思います。本日は大変ありがとうございました。